

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	8-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	大気汚染防止法	根拠条項	9	不利益処分の種類	ばい煙発生施設に係る構造等の計画変更命令及び設置計画の廃止命令	
大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）						
（排出基準）						
第三条 排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、環境省令で定める。						
（計画変更命令等）						
第九条 都道府県知事は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準（第三条第一項の排出基準（同条第三項又は第四条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準を含む。）をいう。以下単に「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第六条第一項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。						